

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017～2022年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	242	421	34	271
2018年度	220	382	9	14
2019年度	1,630	1,735	15	35
2020年度	1,295	1,466	28	33
2021年度	237	647	10	106
2022年度	1,583	2,166	18	60

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2017年度	240	216	90.0%
2018年度	214	204	95.3%
2019年度	1,624	1,607	99.0%
2020年度	1,247	1,190	95.4%
2021年度	235	201	85.5%
2022年度	1,378	1,309	95.0%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、認証情報の不正取得によるインターネット・バンキングの不正申込を起因とした事案を除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性はある。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2023年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2023年度	4,978	8,402	48	134
2023 年 4 月 ～ 6 月	1,649	2,038	23	61
2023 年 7 月 ～ 9 月	1,441	2,587	10	37
2023 年 10 月 ～ 12 月	950	2,431	3	23
2024 年 1 月 ～ 3 月	938	1,346	12	14
2024年度	4,613	7,316	58	1,669
2024 年 4 月 ～ 6 月	660	1,929	6	36
2024 年 7 月 ～ 9 月	1,055	2,346	5	59
2024 年 10 月 ～ 12 月	880	1,839	8	165
2025 年 1 月 ～ 3 月	2,018	1,201	39	1,408
2025年度	930	1,639	78	1,850
2025 年 4 月 ～ 6 月	577	598	20	476
2025 年 7 月 ～ 9 月	139	288	20	54
2025 年 10 月 ～ 12 月	90	506	27	1,151
2026 年 1 月 ～ 3 月	124	247	11	169
2026年度	190	433	48	1,453
2026 年 4 月 ～ 6 月	190	433	48	1,453
2026 年 7 月 ～ 9 月				
2026 年 10 月 ～ 12 月				
2027 年 1 月 ～ 3 月				

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2023年度	4,890	4,642	94.9%
2023 年 4 月 ～ 6 月	1,595	1,527	95.7%
2023 年 7 月 ～ 9 月	1,424	1,363	95.7%
2023 年 10 月 ～ 12 月	940	896	95.3%
2024 年 1 月 ～ 3 月	931	856	91.9%
2024年度	4,512	4,146	91.9%
2024 年 4 月 ～ 6 月	649	539	83.1%
2024 年 7 月 ～ 9 月	1,049	940	89.6%
2024 年 10 月 ～ 12 月	870	788	90.6%
2025 年 1 月 ～ 3 月	1,944	1,879	96.7%
2025年度	877	610	69.6%
2025 年 4 月 ～ 6 月	563	473	84.0%
2025 年 7 月 ～ 9 月	136	75	55.1%
2025 年 10 月 ～ 12 月	76	31	40.8%
2026 年 1 月 ～ 3 月	102	31	30.4%
2026年度	87	57	65.5%
2026 年 4 月 ～ 6 月	87	57	65.5%
2026 年 7 月 ～ 9 月			
2026 年 10 月 ～ 12 月			
2027 年 1 月 ～ 3 月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、認証情報の不正取得によるインターネット・バンキングの不正申込を起因とした事案を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1：インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

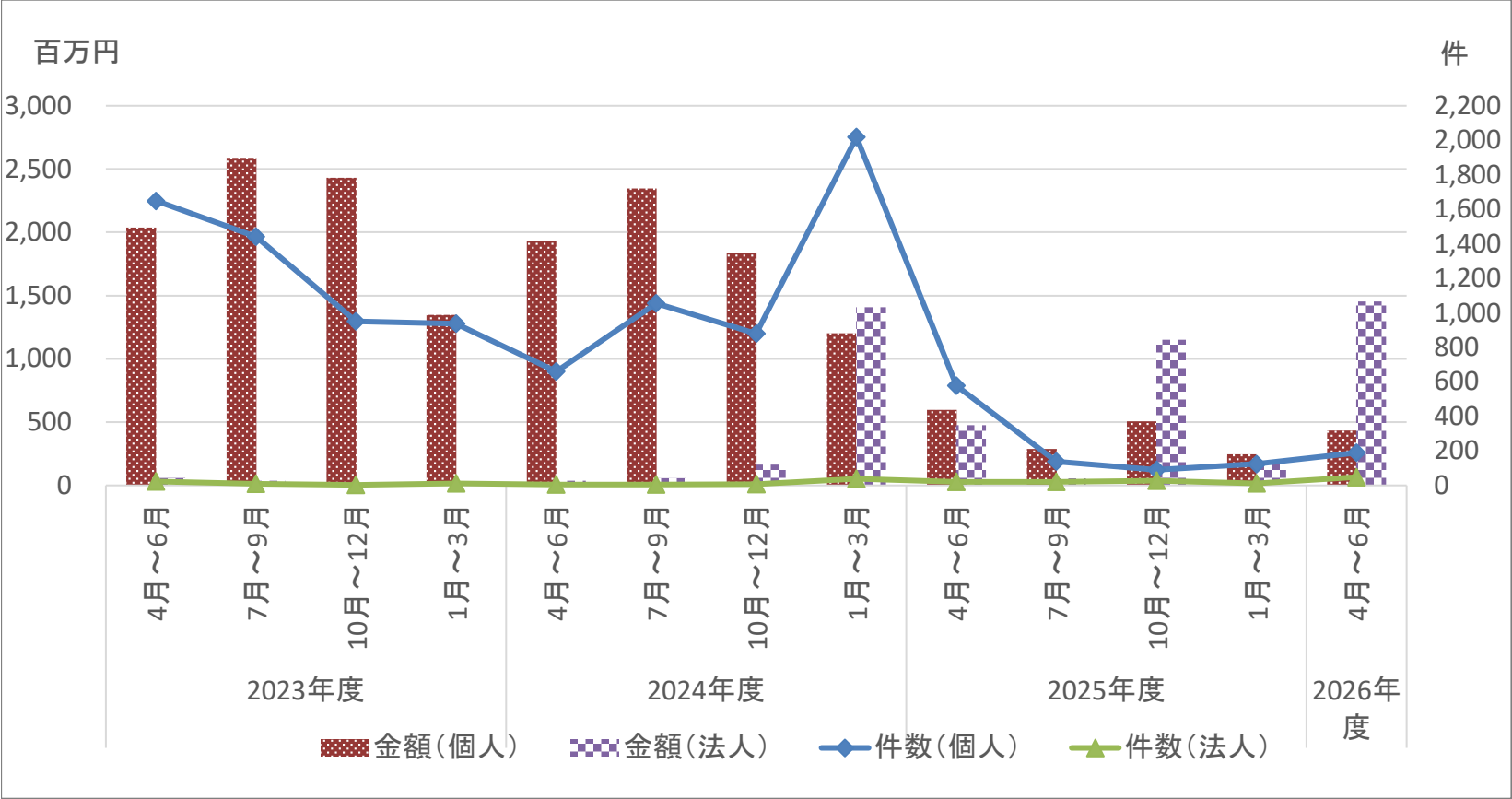
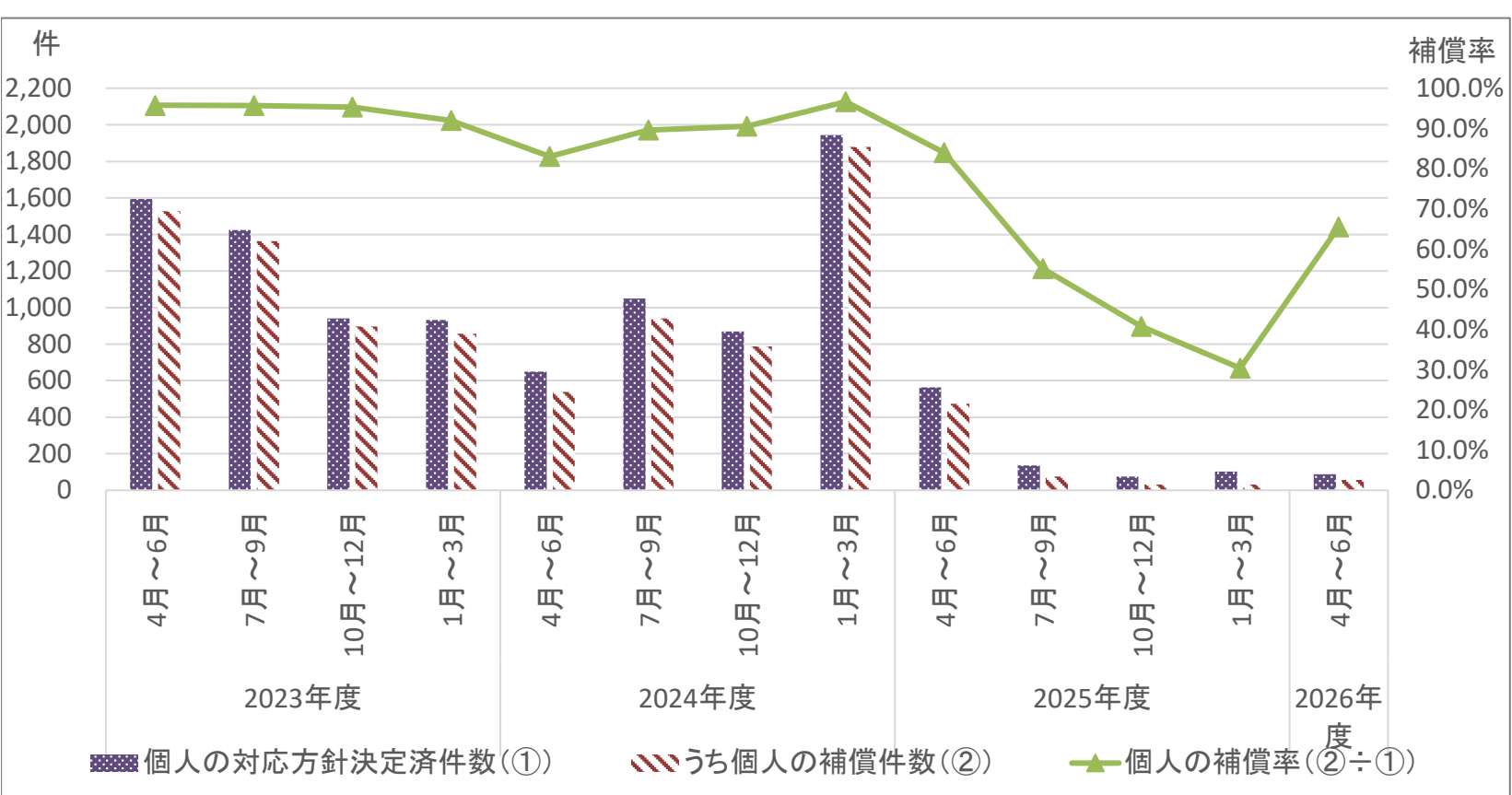


図2：インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上